

# 法人機密情報管理規定

社会福祉法人 恵徳会

本規定は、法人の重要機密情報を管理する規定である。

	使用される場合と目的	使用不可の場合
法人の事業の機密に属する一切の情報(マル秘の印がある書類中心)	法人内の本部職員ないし理事長が協議する為に必要な場合、評議員会や理事会にて協議の為に必要な場合、法務・金融・行政・裁判・対外交渉などで必要が認められた場合	法人内での左記使用目的以外全て、法人外へは持ち出しも不可、口外も厳禁とする。